西宮市第二庁舎(危機管理センター)整備事業 入札説明書

平成29年9月22日

西宮市

目 次

第1	入札説明書の定義1
第2	本事業の概要2
1	対象となる公共施設の概要2
2	公共施設の管理者4
3	施設整備の目的4
	発注方式5
	本事業の業務範囲
	契約期間6
7	エ事スケジュール(予定)6
第3	事業者募集及び落札者選定に関する事項7
1	募集及び選定の方法7
	募集及び選定のスケジュール7
3	募集手続等8
	入札参加者の備えるべき参加資格要件15
	落札者等の選定24
6	提示条件26
第4	その他本事業の実施に関し必要な事項28
1	情報の公表28
2	担当部局28

≪別添資料≫

別添資料1 要求水準書

別添資料2 落札者決定基準

別添資料3 提案様式集

別添資料4 請負契約書(案)

別添資料5 VE提案実施要領

別添資料6 基本設計図書

※別添資料6は入札公告後に貸与する。

第1 入札説明書の定義

この入札説明書は、西宮市第二庁舎(危機管理センター)整備事業(以下、「本事業」という。)を実施するにあたり、入札に参加する者(以下、「入札参加者」という。)を対象に配付するものであり、入札に参加することを希望する者(以下、「入札参加希望者」という。)が、入札条件を遵守し入札手続きを行うために定めるものである。

本事業においては、教育委員会庁舎及び旧西宮区検察庁庁舎(以下、「既存施設」という。)の解体撤去を行ったうえで、西宮市第二庁舎(危機管理センター)(以下、「第二庁舎」という。)と、既存の本庁舎地下駐車場の出庫経路を増築して第二庁舎地下駐車場に接続する地下連絡通路(以下、「地下連絡通路」という。)を整備する。(以下、「第二庁舎」と「地下連絡通路」を総称して「第二庁舎等」という。)

なお、入札説明書とあわせて公表する別添資料1「要求水準書」、別添資料2「落札者 決定基準」、別添資料3「提案様式集」、別添資料4「請負契約書(案)」、別添資料5「V E提案実施要領」、別添資料6「基本設計図書」は、本書と一体のもの(以下、「入札説明 書等」という。)である。

第2 本事業の概要

1 対象となる公共施設の概要

(1) 計画地



ア 第二庁舎

所在地 西宮市六湛寺町 50番1、51番1

敷地面積 : 現況 2,460.93 ㎡敷地高さ : 海抜 3.9~4.36 m用途地域 : 近隣商業地域

建ペい率: 70% (高度利用地区による。)

容積率: 300%以上 600%以下(高度利用地区による。)

※400%を超える割り増し部分は庁舎等に類するものに限る。

日影規制 : なし

高度地区 : 第7種(全域)、第10種(北側11m)

防火地域等 : 準防火地域(北側 11mを除く)、防火地域(北側 11m)

計画地ハザード: 地震震度想定(南海トラフ 震度6弱 上町断層 震度6強)

浸水被害想定(外水氾濫 国道 2 号以北が 50cm) 液状化の危険度(地表面最大加速度 350gal: 危険

200gal・150gal: 低い)

イ 地下連絡通路

所在地 西宮市六湛寺町 55 番 1、55 番 2 (六湛寺公園)、他 (市道西 268 号)

用途地域 : 近隣商業地域

建ペい率 : 80%

容積率 : 300% (一部 400%)

日影規制: なし高度地区: 第7種

防火地域等 : 準防火地域

(2) 従前土地利用及び現況施設概要

ア 既存施設立地以前の土地利用 (参考)



出典:「西宮市土地寶典」昭和12年

※昭和初期の第二庁舎計画敷地の周辺写真は以下の URL を併せて参照のこと。

参考:http://www.nishi.or.jp/contents/0003517300040004800085.html

イ 既存施設概要

	建築年次	延床面積	構造・階層
教育委員会庁舎	昭和 27 年	$2,267.41 \text{ m}^2$	RC 造・地上 3 階地下 1 階
	昭和 47 年		(一部 S 造)
	(増築)		
旧西宮区検察庁庁舎	昭和 49 年	272.69 m ²	RC 造・平屋

(3) 整備施設概要

	施設等名称	規模	施設概要
第	庁舎本体	延床面積	地上 12 階地下 1 階
第二庁舎		約 16,507 ㎡	中間層免震構造
舎	附属施設	約 84 ㎡	自転車駐車場
	外構		
	その他		・市道西 268 号の幅員 6m 確保
			・車両出入りの為の国道2号と市道
			幹 16 号の歩道切り下げ・標識柱
			の移設
			・既存施設の解体撤去に先行して実
			施する電気ケーブル迂回等
地	連絡通路本体	約 270 ㎡	
地下連絡通路			
通路	六湛寺公園及び市道	約 700 ㎡	
	西 268 号の現状復旧		
	その他		地下連絡通路整備の着手に先行し
			て実施する電柱移設、上水・汚水・
			雨水・ガス管移設等

2 公共施設の管理者

西宮市長 今村 岳司

3 施設整備の目的

第二庁舎等の整備を契機として、市民ニーズに対応した的確な情報・行政サービスの提供や、市の防災・危機管理の中枢拠点として、巨大地震や台風・集中豪雨など近年頻発している自然災害をはじめ、様々な危機事案に対する防災・危機管理の対応力と業務継続力の向上を図ることを目的とする。

4 発注方式

本事業の発注方式は、西宮市(以下、「市」という。)が実施した第二庁舎等の基本設計に対して、品質・性能を向上させる又は工事費等を低減するための技術提案(以下、「VE 提案」という。)を受け、事業者が第二庁舎等の実施設計、既存施設等の解体撤去、第二庁舎等の建設等を一括して行う「基本設計先行型設計・施工一括発注(DB)方式」とする。

5 本事業の業務範囲

(1) 調查・設計業務

- ア 現地調査 (電波障害調査、周辺家屋影響調査、地下水影響調査、消防・防災 無線伝播調査、敷地測量 (事後)、その他事業者が必要と判断して行う調査)
- イ 既存施設の解体撤去に関する設計
- ウ 第二庁舎等の整備に関する実施設計
- (2) 既存施設の解体撤去業務
- (3) 第二庁舎等の建設業務
 - ア 第二庁舎の建設工事
 - イ 地下連絡通路の建設工事(六湛寺公園及び市道西268号の現状復旧を含む)

(4) その他関連業務

- ア 関連事業との連絡調整
- イ 什器備品調達、設置
- ウ 資料等の作成

6 契約期間

本事業の契約期間は、契約の締結日 (平成30年3月下旬)からその他関連業務の 完了日 (平成33年6月末予定)までとする。

7 工事スケジュール (予定)

契約締結	平成 30 年 3 月下旬頃
実施設計	平成 30 年 4 月~平成 31 年 5 月頃
既存施設の解体撤去	平成 30 年 4 月~平成 31 年 5 月頃
地下連絡通路の整備	平成 31 年 3 月~平成 31 年 9 月末
	※事業者提案により平成 32 年 3 月~9 月
	末での整備を可とする。ただし宮水取水時
	期(各年 10月~3月)に配慮すること。
第二庁舎の建設	平成 31 年 4 月~平成 33 年 2 月頃
関連事業との連絡調整	第二庁舎等の引渡しまで
第二庁舎等の工事完成の市への通知	平成 33 年 2 月末
什器備品調達、設置	第二庁舎等の引渡しまで
第二庁舎等の引渡し	平成 33 年 3 月末
資料等の作成	平成 33 年 6 月末まで

瑕疵担保点検	1 年後点検: 平成 34 年 3 月
	2 年後点検: 平成 35 年 3 月

第3 事業者の募集及び落札者選定に関する事項

1 募集及び選定の方法

募集及び選定にあたっては、透明性・公平性及び競争性の確保に配慮した上で、本事業に係る対価及び提案内容等を総合的に評価する総合評価一般競争入札(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10の2)を採用する。

2 募集及び選定のスケジュール

募集及び選定にあたってのスケジュールは、概ね下表のとおりとする。

日程		内 容
	9月22日(金)	入札公告、入札説明書等の公表
	9月27日(水)まで	基本設計図書の貸与申請の受付
	9月28日(木)~10月4日(水)まで	入札説明書等に関する質問の受付
	10月6日(金)まで	個別対話の申込みの受付
	10月13日(金)まで	VE 提案に関する事前確認書の提出
平		(個別対話参加者のみ)
成 29	10月16日(月)まで	開発事業概要書の意見書の貸与申請の受付
年	10月16日(月)~18日(水)	個別対話の実施
	10月31日(火)頃	入札説明書等に関する質問への回答の公表
	11月8日(水)~10日(金)まで	入札参加表明書等の受付(一次審査)
	11月17日(金)頃	資格審査結果の通知
	11月20日(月)	VE 提案の受付
	12月4日(月)頃	VE 提案審査結果の通知
	1月9日(火)~12日(金)まで	事業提案書の受付(二次審査)
平	1月12日(金)	入札及び開札
成 30	2月8日(木)頃	落札者等の決定・公表、審査講評の公表
年	2月20日(火)頃	仮契約締結
	3月下旬頃	市議会議決後、本契約締結

3 募集手続等

(1) 基本設計図書の貸与

市は、「第二庁舎(危機管理センター)整備事業」に関する別添資料 6 「基本設計図書」について、入札参加希望者に対して貸与を行う。なお、参考資料の貸与を希望できる者は、入札公告時点において入札説明書「第3-4-(2)-イ-(イ)建設企業」の b から f の要件すべてを満たしている事業者に限る。

○ 提 出 方 法 : 別添資料3「提案様式集」の「基本設計図書貸与申請書(様式

1-1)」に、必要事項を記入の上、下記提出先に提出すること。 なお、メールタイトルは「参考資料貸与」と明記すること。メ

ール送付後は電話にて受信確認を行うこと。

○ 提 出 先 : 西宮市総務局管財部 第二庁舎整備担当

電子メール: vo_shisetu@nishi.or.jp

○ 提 出 期 限 : 平成 29 年 9 月 27 日 (水) 午後 5 時必着のこと

○ 資料貸与方法: 貸与申請を行った事業者は、市が別途指定する日時に、上記提

出先窓口にて貸与資料の受取を行うこと。

○ 資料貸与期間: 市から当該資料の貸与を受けた日から平成29年10月6日(金)

までとする。貸与資料は事業者が上記提出先まで持参にて返却

を行うこと。

(2) 入札説明書等に関する質問の受付

入札説明書等に記載された内容に関する質問を次の要領で受け付ける。これ以外による質問の提出は無効とする。

○ 提 出 方 法 : 別添資料3「提案様式集」の「入札説明書等に関する質問書(様

式1-2)」に、必要事項を記入の上、電子メールにファイルを 添付して、下記提出先に提出すること。なお、メールタイトル は「入札説明書等に対する質問」と明記すること。メール送付

火川手がに一番屋外部またとこ

後は電話にて受信確認を行うこと。

○ 提 出 先 : 西宮市総務局管財部 第二庁舎整備担当

電子メール: vo_shisetu@nishi.or.jp

○ 提出期間: 平成29年9月28日(木)~10月4日(水)

(10月4日(水)午後5時必着のこと)

なお、市の判断により、質問の提出を行った事業者に対してヒアリングを行うこと もある。

(3) 開発事業概要審査結果通知の貸与

市は、第二庁舎に係る「開発事業におけるまちづくりに関する条例」による開発事業概要審査結果通知について、希望者に対して貸与を行う。

なお、当該資料の貸与を希望できる者は、入札公告時点において入札説明書「第3-4-(2)--4-(イ)建設企業」のbからfの要件すべてを満たしている事業者に限る。

○ 提 出 方 法 : 別添資料 3 「提案様式集」の「開発事業概要審査結果通知の貸

与申請書(様式1-3)」に、必要事項を記入の上、下記提出先に提出すること。なお、メールタイトルは「開発事業概要審査結果通知の貸与」と明記すること。メール送付後は電話にて受

信確認を行うこと。

○ 提 出 先 : 西宮市総務局管財部 第二庁舎整備担当

電子メール: vo_shisetu@nishi.or.jp

○ 提 出 期 限 : 平成 29 年 10 月 16 日 (月) 午後 5 時必着のこと

○ 資料貸与方法: 貸与申請を行った事業者は、市が別途指定する日時に、上記提

出先窓口にて貸与資料の受取を行うこと。

○ 資料貸与期間: 市から当該資料の貸与を受けた日から平成29年10月23日(月)

までとする。貸与資料は事業者が上記提出先まで持参にて返却

を行うこと。

(4) 個別対話の実施

本事業への入札参加希望者を対象に、本事業の目的や求める要求水準への理解を深めること、VE 提案に関する事前確認等を目的として個別対話を実施する。

なお、個別対話でなされた質疑応答内容は、入札参加希望者の個別の特殊な技術、 ノウハウ等に係るもの、権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある ものを除き、入札説明書等に関する質問への回答とあわせて公表する。なお、個別対 話へ参加した者の企業名は公表しないものとする。

ア 個別対話への参加が可能な者

次の事項を全て満たす事業者について、個別対話の参加を可能とする。

- (ア) 入札参加希望者
- (イ) 個別対話の実施日に、「第3-4-(2)-イ-(イ) 建設企業」の b から f の要件すべてを満たしている、又は満たす予定の事業者

イ 実施時間等の確定

個別対話の実施時間等については、参加申込のあった企業に別途連絡する。

ウ その他の条件

- (ア) 単独での参加の場合は、個別対話の実施日に代表企業資格を有する(又は満たす予定)事業者に限る。
- (イ) 個別対話の実施日に代表企業資格を有する(又は満たす予定)事業者を 含む複数事業者から成るグループでの参加も可とする。
- (ウ) 個別対話への参加は、入札参加希望者の任意とし、個別対話への参加の 有無は正式なVE提案審査における採否には影響しない。

工 申込方法

○ 申 込 方 法 : 別添資料3「提案様式集」の「個別対話参加申込書(様式1-4)」に、必要事項を記入の上、下記提出先に提出すること。なお、メールタイトルは「個別対話参加申込(企業名(又はグループ名))」と明記すること。メール送付後は電話にて受信確認を行うこと。

○ 申 込 先 : 西宮市総務局管財部 第二庁舎整備担当

電子メール: vo shisetu@nishi.or.jp

○ 申 込 期 限 : 平成 29 年 10 月 6 日 (金) 午後 5 時必着のこと

オ VE 提案に関する事前確認書の提出

個別対話参加を希望する者は、「VE 提案に関する事前確認書」を提出すること。なお、「VE 提案に関する事前確認書」に記載されていない VE 提案項目を、正式な VE 提案審査時に提出する「VE 提案書」に追加して提案することを妨げない。

○ 提 出 方 法 : 別添資料 3「提案様式集」の「VE 提案に関する事前確認書(様式 3-1から 3-4)」に、必要事項を記入の上、下記提出先に提出すること。また封筒の表に「西宮市第二庁舎(危機管理センター)整備事業に係る VE 提案に関する事前確認書類在中」と朱書きして持参又は郵送(配達証明付)すること。

○ 提 出 先 : 西宮市総務局管財部 第二庁舎整備担当

〒662-8567 兵庫県西宮市六湛寺町10番3号 西宮市役所本

庁舎5階

○ 提 出 期 限 : 平成 29 年 10 月 13 日 (金) 午後 5 時必着のこと

(5) 入札説明書等に関する質問への回答の公表

入札説明書等に関して提出された質問に対する回答は、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に係るもの、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、平成29年10月31日(火)を目途に公表するが、個別に回答は行わないものとする。

なお、質問を行った者の企業名は公表しないものとする。

(6) 入札参加表明書等の受付(一次審査)及び資格審査結果の通知

入札参加希望者は、本事業に関する入札参加表明書及び参加資格審査に必要な書類 を提出すること。

なお、提出書類の作成については、別添資料3「提案様式集」に従うこと。

○ 提 出 方 法 : 封筒の表に「西宮市第二庁舎(危機管理センター)整備事業に 係る一次審査書類在中」と朱書きして持参又は郵送(配達証明 付)すること。

○ 提 出 先 : 西宮市総務局管財部 第二庁舎整備担当

〒662-8567 兵庫県西宮市六湛寺町10番3号 西宮市役所本

庁舎5階

○ 提出期間: 平成29年11月8日(水)~10日(金)まで

期間中の午前9時~午後5時(正午~午後1時までの時間を除

< 。)

なお、郵送する場合は、平成29年11月10日(金)午後5時

必着のこと

資格審査の結果は、すべての入札参加希望者に、書面(入札参加資格確認書)により平成29年11月17日(金)頃に通知する。なお、資格審査を通過しなかった入札参加希望者は、市に対してその理由について、次のとおり、書面により説明を求めることができる。

○ 提 出 方 法 : 書面により説明要求書(任意様式)を提出すること。また封筒 の表に「西宮市第二庁舎(危機管理センター)整備事業に係る

説明要求書在中」と朱書きして持参又は郵送(配達証明付)す

ること。

○ 提 出 先 : 西宮市総務局管財部 第二庁舎整備担当

〒662-8567 兵庫県西宮市六湛寺町10番3号 西宮市役所本

庁舎5階

○ 提 出 期 間 : 平成 29 年 11 月 17 日 (金) ~24 日 (金) まで

期間中の土/日/祝日をのぞく、午前9時~午後5時(正午~午後1時までの時間を除く。)

なお、郵送する場合は、平成 29 年 11 月 24 日 (金) 午後 5 時 必着のこと

(7) 入札の辞退

入札参加資格確認書を送付された入札参加者が、入札を辞退する場合は、別添資料3「提案様式集」の「入札辞退書(様式2-11)」を次のとおり提出すること。

○ 提 出 方 法 : 別添資料 3 「提案様式集」の「入札辞退書(様式 2 − 1 1)」に、 必要事項を記入の上、提出すること。また封筒の表に「西宮市 第二庁舎(危機管理センター)整備事業に係る入札辞退書在中」 と朱書きして持参又は郵送(配達証明付)すること。

○ 提 出 先 : 西宮市総務局管財部 第二庁舎整備担当 〒662-8567 兵庫県西宮市六湛寺町 10 番 3 号 西宮市役所本 庁舎 5 階

○提出期間: 平成29年11月17日(金)~平成30年1月8日(月)まで期間中の土/日/年末年始(12月28日から1月3日)をのぞく、午前9時~午後5時(正午~午後1時までの時間を除く。)なお、郵送する場合は、平成30年1月8日(月)午後5時必着のこと

(8) VE 提案の受付及び VE 提案審査結果の通知

資格審査に通過した事業者(以下、「資格審査通過者」という。)がVE提案を行う場合は、VE提案に関する提出書類を提出すること。

なお、VE 提案に関する提出書類の作成については、別添資料3「提案様式集」に 従うこと。

○ 提 出 方 法 : 別添資料3「提案様式集」に従って VE 提案に関する提出書類を作成し、提出すること。また封筒の表に「西宮市第二庁舎(危機管理センター)整備事業に係る VE 提案書類在中」と朱書きして持参又は郵送(配達証明付)すること。

なお、提出された VE 提案に関する提出書類は返却しない。

○ 提 出 先 : 西宮市総務局管財部 第二庁舎整備担当 〒662-8567 兵庫県西宮市六湛寺町 10 番 3 号 西宮市役所本 庁舎 5 階 ○ 提出期限: 平成29年11月20日(月)まで

午前 9 時~午後 5 時(正午~午後 1 時までの時間を除く。) なお、郵送する場合は、平成 29 年 11 月 20 日(月)午後 5 時 必着のこと

VE提案審査の結果は、VE提案を提出した資格審査通過者に、書面(VE提案審査結果通知書)により平成29年12月4日(月)頃を目処に、電子メールと郵送により通知する。

(9) 事業提案書の受付(二次審査)

資格審査通過者に対し、入札説明書等に基づき本事業に関する計画内容を記載した 事業提案書の提出を求める。

なお、事業提案書の提出書類の作成については、別添資料3「提案様式集」に従う こと。

また、VE 提案を行った入札参加者が、VE 提案審査の結果採用された VE 提案の一部を辞退する場合、別添資料 3 「提案様式集」の「VE 提案辞退書(様式 3 - 1 2)」を提出すること。

○ 提 出 方 法 : 別添資料3「提案様式集」に従って、「二次審査(提案)に関する提出書類」及び「設計図書に関する提出書類」を作成し、提出すること。また封筒の表に「西宮市第二庁舎(危機管理センター)整備事業に係る二次審査(事業提案書類)在中」と朱書きして持参又は郵送(配達証明付)すること。

○ 提 出 先 : 西宮市総務局管財部 第二庁舎整備担当

〒662-8567 兵庫県西宮市六湛寺町10番3号 西宮市役所本

庁舎5階

○ 提 出 期 間 : 平成 30 年 1 月 9 日 (火) ~12 日 (金) まで

午前9時~午後5時(正午~午後1時までの時間を除く。)

ただし、1月12日(金)は市が別途指定する時間までに提出する

こと。

(10) 入札及び開札

提案書に基づいた入札書の提出を求める。入札及び開札は、入札参加者立会いのうえ、次のとおり行うものとする。

○ 入 札 方 法 : 別添資料3「提案様式集」に従って、「二次審査(入札)に関する提出書類」を作成し、「西宮市第二庁舎(危機管理センター)整備事業に係る入札書」と朱書きした封筒に入れ厳封し、持参すること。

○ 入 札 場 所 : 入札室

〒662-8567 兵庫県西宮市六湛寺町 10番 3号 西宮市役所本 庁舎 5階

○ 入 札 日 : 平成30年1月12日(金)

市が別途指示する入札書提出時刻に入札場所まで持参すること。

※入札書持参意向を平成 30 年 1 月 11 日 (木) 午後 5 時までに 連絡すること。

○ 入 札 価 格: 入札価格は別添資料 3「提案様式集」の「入札書(様式 6 − 1)」 に記載すること。

なお、入札書に記載された金額に、当該金額の 100 分の 8 に相当する金額(消費税及び地方消費税)を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とする。

○ 開 札 : 開札は入札日と同日の午後3時から入札室において行う。

開札においては、入札価格が予定価格の範囲内であることの確認を行い、予定価格の範囲内で入札した入札参加者を落札者等の選定対象とする。入札価格が予定価格を超えている場合は、その入札は無効として当該入札参加者は失格となり、その場で当該入札参加者に口頭で通知したうえで、後日正式に文書を送付する。

○ その他: 入札参加者は、代表企業以外の者を代理人として入札するときは、代理人にその委任状を提出させること。

入札参加者又は入札参加者の代理人は、身分を証明できるもの (社員証、運転免許書等)及び印鑑を持参すること。

入札及び開札に立ち会うことができる者は、入札参加者 1 者に ついて 1 名限りとする。

提出した入札書は、書換え、引換又は撤回することはできない。

(11) 入札参加に関する留意事項

ア 一般的注意

- a. 入札参加者は、西宮市契約規則、入札説明書、入札参加資格者の遵守事項等 及び現場を熟知のうえ入札しなければならない。
- b. 入札時間に遅れたときは、入札に参加できない。
- c. 入札参加者は、入札書に必要事項を記載し、記名押印のうえ、入札箱に投函 しなければならない。
- d. 入札参加者は、代表企業以外の者を代理人として入札するときは、代理人に その委任状を提出させなければならない。
- e. 入札参加者又は入札参加者の代理人は身分を証明できるもの(社員証、運転 免許書等)及び印鑑を持参すること。
- f. 入札にあたっては、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」に 違反する行為を行ってはならない。なお、後日、不正な行為が判明した場合 には、契約の解除等の措置をとる。
- g. 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対するその他の入札参加 者の代理人を兼ねることはできない。
- h. 入札及び開札に立ち会うことができる者は、入札参加者1者について1名限りとし、入札室に立ち入ることができる者も原則として同様とする。
- i. 提出した入札書は、書換え、引換え又は撤回することはできない。

イ 入札無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- a. 入札参加資格がない者又は入札参加資格確認書を受領しなかった者が行った入札
- b. 入札参加表明書に記載された入札参加者以外の者が行った入札
- c. 入札参加者の代表者の記名押印のない入札書によって行われた入札、記載すべき事項の記入のない入札書によって行われた入札又は記入事項の判読できない入札書によって行われた入札
- d. 誤字又は脱字により入札者の意思表示が不明確な入札書によって行われた 入札
- e. 入札参加資格確認後、入札日までに入札参加資格要件を欠いた者を構成企業 として構成している入札参加者が行った入札
- f. 金額を訂正した入札書によって行われた入札
- g. 件名、その他の記載事項の訂正、削除、挿入等をした場合において、その訂

正印のない入札書によって行われた入札

- h. 同一入札について入札参加者又は入札参加者の代理人が 2 つ以上の入札を したときは、その全部の入札
- i. 同一入札について入札参加者及び入札参加者の代理人がそれぞれ入札した ときは、その双方の入札
- j. 押印された印影が明らかでない入札書によって行われた入札
- k. 代理人で委任状を提出しない者が行った入札
- 1. 明らかに談合によると認められる入札
- m. (様式 6-1)入札書、(様式 6-2)入札内訳書、(様式 6-3)VE 提案による増減費が 同封されていない入札及び入札書や内容に不備等がある入札
- n. その他入札の条件に違反した入札又は入札執行官の指示に従わない者の入 札

4 入札参加者の備えるべき参加資格要件

(1) 入札参加者等の構成

ア 入札参加者の定義

入札参加者の構成については、次のとおりとする。

- a 市の求める性能を確保した上で本事業を実施することができる企画力、資力、信用、技術的能力及び実績を有する単独又は複数の企業(以下、「構成企業」という。)により構成されるものとする。
- b 第二庁舎等の実施設計を行う企業(以下、「設計企業」という。)、既存施設の 解体撤去及び第二庁舎等を建設する企業(以下、「建設企業」という。)によ り構成されるものとする。なお、入札参加者が単独企業である場合、入札参 加者の備えるべき参加資格要件を単独で全て満たすこと。
- c 構成企業から直接業務の一部を受託し又は請け負う者は協力企業とする。

イ 代表企業の選定

- a 建設企業(単体)又は建設 JV の代表構成員(「第3-4-(2)-イ-(イ)建設企業」で規定する JV の代表構成員)を入札参加者の代表企業とし、入札参加表明時の入札参加資格確認書類にて明らかにするものとする。
- b 代表企業は、本入札への応募手続きや落札者となった場合の契約協議など市 との調整・協議等における窓口役を担うほか、構成企業の債務すべてについ て責任を負うものとする。なお、構成企業が負担する責任の詳細については、 別添資料4「請負契約書(案)」を参照すること。

- c 代表企業は、契約締結後速やかに、設計業務及び建設業務の本事業に関連する全業務を統括する統括代理人を選定し、本業務に専任させること。原則として、提案書において提案したものを統括代理人に選定すること(ただし、当該統括代理人が病休・死亡・退職等特別な事情により、その者を配置できない場合には、その者と同等の能力を有するものを選定すること。)
- d 統括代理人は、入札参加表明書の受付日から起算して過去 3 カ月以上の直接 的かつ恒常的な雇用関係がある者とすること。
- e 統括代理人には、一級建築士又は一級建築施工管理技士の資格を有し、延床面積 5,000 ㎡以上の免震構造を有する施設の新築工事(以下、「参加資格要件工事」という。)における現場代理人又は監理技術者としての実績を有する者であり、本事業の主旨及び内容を総括的に理解し、誠実かつ責任感ある者を選定すること。ただし、統括代理人が一級建築士の資格を有さない場合、設計業務段階においては、同資格を有する統括代理人補佐(設計管理技術者の兼務可)を関係者協議会に同席させること。
- f 統括代理人は、現場代理人又は監理技術者を兼ねることができる。

ウ 複数応募の禁止

a 構成企業及び構成企業と<u>資本関係又は人的関係のある者(※)</u>は、他の入札 参加者の構成企業になることはできないものとする。

(※) 資本関係のある者

次のいずれかに該当する者。ただし、子会社(会社法第2条第3号及び会社法施行規則第3条の規定による子会社をいう。以下、同じ。)若しくは子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社(以下、「更生会社」という。)又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社であり、かつ、国土交通省の入札参加資格認定を受けていない場合は除く。

- (a) 親会社(会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下、同じ。) と子会社の関係にある場合
- (b) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(※) 人的関係のある者

次のいずれかに該当する者。ただし、(c)については、会社の一方が更生会 社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社であり、 かつ、国土交通省の入札参加資格認定を受けていない場合は除く。

- (c) 一方の会社の代表権を有する者(個人商店の場合は代表者。以下、同じ。) が、他方の会社の代表権を有する者を現に兼ねている場合
- (d) 一方の会社の代表権を有する者が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に

兼ねている場合

(2) 入札参加者の参加資格要件

ア 構成企業の共通参加資格要件

全ての構成企業は、次のいずれにも該当しない者とする。

- a 西宮市指名停止基準に基づく指名停止期間中の者。
- b 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団。
- c 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する 者又はその者を代理人、支配人その他使用人若しくは入札代理人として使用 する者。
- d 建築士法 (昭和 25 年法律第 202 号) 第 26 条第 2 項の規定による事務所の閉 鎖命令を受けている者。
- e 市が平成29年3月16日に委託契約を締結している「第二庁舎(危機管理センター)基本設計及び発注者支援業務」に関与した者及びこれらのいずれかと資本関係又は人的関係のある者(「第3-4-(1)複数応募の禁止」を参照)
- f 選定委員会(「第3-5 落札者等の選定」で規定)の委員が属する法人又はその法人と資本関係又は人的関係のある者。
- g 次のいずれかに該当する者
 - (a) 法人でない者
 - (b) 次のいずれかに該当する者
 - ・ 旧会社更生法 (昭和 27 年法律第 172 号) 第 30 条第 1 項若しくは第 2 項 又は会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) 第 17 条第 1 項若しくは第 2 項の規定に基づき更生手続き開始の申立てをしている者又は申立てをな されている者。ただし、国土交通省の入札参加資格認定を受けている者 を除く。
 - ・ 民事再生法(平成12年法律第225号)第21条第1項又は第2項の規定 に基づき再生手続き開始の申立てをしている者又は申立てをなされてい る者。ただし、国土交通省の入札参加資格認定を受けている者を除く。
 - ・ 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成 17 年法律第 87 号)第64条による改正前の商法(明治32年法律第48号)第381条第1項の規定による会社整理の開始の申立て又は同条第2項の規定による通告がなされている者
 - ・ 旧破産法 (大正 11 年法律第 71 号) 又は破産法 (平成 16 年法律第 75 号) に基づき破産の申立て、又は旧和議法 (大正 11 年法律第 72 号) に基づ

き和議開始の申立てがなされている者

- (c) 役員のうち次のいずれかに該当する者がある法人
 - ・ 成年後見人若しくは被補佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者
- ・ 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと 同様に取り扱われている者
- ・ 禁錮以上の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、 その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5 年を経過しない者
- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号) 第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年 を経過しない者
- ・ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理 人が上記のいずれかに該当する者
- (d) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号) 第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を 経過しない者がその事業活動を支配する法人
- (e) 親会社等が(b)から(d)までのいずれかに該当する法人

イ 構成企業の個別参加資格要件

構成企業は、参加表明書の受付日において、それぞれ次に掲げる要件をすべて 備えていることとする。

(ア) 設計企業

<設計企業が1者の場合>

設計企業は次の a から d の要件をすべて満たしていることとする。なお、建 設企業が設計企業を兼ねることも可とする。

<設計企業が複数の場合>

複数の者が設計業務を分担する場合は、主たる設計企業(1 者)は a から d の要件をすべて満たすこととし、主たる設計企業以外の者(以下、「その他設計企業」という。)は a から b の要件を満たすこととする。

- a 平成29年度西宮市指名競争入札参加資格者名簿(以下、「資格者名簿」という。)の「建築・設備設計」に登録されていること。ただし、「一般土木建築工事」又は「建築工事」に登録されている場合も認める。
- b 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項又は第3項の規定に基

づく一級建築士事務所として登録されていること。

- c 参加資格要件工事の設計実績を有していること。なお、当該実績は、入札公告日から起算して過去 10 年間に竣工したものに限る。(同日において工事中であるものを含む。以下同じ。)
- d 設計企業と入札参加表明書の受付日から起算して過去 3 カ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があり、一級建築士である管理技術者(設計業務の技術上の管理等を行う者をいう。)を配置できること。

(イ) 建設企業

建設企業は、単体又は特定建設工事共同企業体(以下、「JV」という。)とする。 単体で応募する場合には b から f の要件を全て満たすこと。JV を組成する場合 には次の a の要件を満たすこととし、代表者である代表構成員は b から f の要件 をすべて満たし、その他の構成員は b から d の要件をすべて満たしていること。

- a JV の構成員のいずれもが資格者名簿の「一般土木建築工事」又は「建築工事」に登録されている場合は甲型 JV (以下、「共同施工方式」という。)、それ以外の場合は乙型 JV (以下、「分担施工方式」という。)とする。共同施工方式の場合、(a)及び(b)の要件をすべて満たしていることとする。分担施工方式の場合、(a)の要件を満たすこととし、構成員の数及び分担工事額はグループの提案に委ねる。なお、代表構成員は、共同施工方式の場合は出資比率が最大の単独の構成員、分担施工方式の場合は当該 JV が定めた単独の構成員とする。
 - (a) JV の構成員数は2者又は3者であること。
 - (b) 1 構成員当たりの出資比率は、構成員数が 2 者の場合は 30%以上、3 者の場合は 20%以上であること。
 - ※ 共同施工方式、分担施工方式の詳細については国土交通省ホームページ http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000101.html を参照。
- b 単体又は JV の構成員は、資格者名簿の「一般土木建築工事」、「建築工事」、「土木工事」、「電気工事」、「給排水・衛生空調・管工事」のうち、単体又は JV の当該構成員が実施する工事に対応した工種(以下、「対象工種」という。) に登録していること。
- c 単体又は JV の構成員が市内建設業者である場合には、資格者名簿の対象工種の格付等級が A ランクであること。単体又は JV の構成員が市内建設業者以外の者にあっては建設業法別表第 1 の上欄に掲げる建設工事の種類のうち、対象工種に該当する業種分類(「土木一式工事」、「建築一式工事」、「電気工事」又は「管工事」)について、同法に基づく特定建設業の許可を受けていること。

- d 建設業法第26条に基づく監理技術者又は主任技術者を、工事着手届の提出後、専任かつ常駐で配置すること。配置する監理技術者は、次の要件を満たすこと。なお、落札後に実際に配置する技術者を変更する場合は、別途市と協議すること。
 - (a) 単体又は JV 代表構成員は、建設業法第 27 条の 18 第 1 項の規定による建築工事業にかかる監理技術者資格者証を有し、建設業法第 26 条第 4 項に規定する監理技術者講習修了証を有している者で、入札参加表明書の受付日から起算して過去 3 カ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があること。
 - (b) 分担施工方式の場合、その他構成員の配置する監理技術者は、担当工事に必要な建設業法第27条の18第1項の規定による監理技術者資格者証を有し、建設業法第26条第4項に規定する監理技術者講習修了証を有している者で、入札参加表明書の受付日から起算して過去3カ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があること。
- e 「建築一式工事」について、建設業法第27条の23の規定による経営事項審査の結果の総合評定値が、市内建設業者にあっては1,000点以上、それ以外の者にあっては1,200点以上であること(入札参加表明書の提出日に有効期限内であること)。
- f 参加資格要件工事の施工の実績を有していること。なお、当該実績は、入札 公告日から起算して過去 10 年間に竣工したもので、元請負人として受注し、 かつ一つの契約によりなされたものであること。なお、JV として有する工 事実績については、以下の場合は実績を有しているとみなす。
 - ・ 構成員数2者のJVで、30%以上の出資比率がある場合
 - ・ 構成員数3者のJVで、20%以上の出資比率がある場合

ウ 市内事業者に対する契約に関する事項

落札者は、市内建設業者、市内設計業者、又は建設・設計以外の業務を行う事業者で主たる営業所を西宮市内に有する者(以下、これらを総称して「市内事業者」という。)の共同企業体への出資額、各構成員の分担工事額又は市内事業者が協力企業として契約した金額の合計額(以下、「市内事業者契約額」という。)の、落札金額に対する割合を落札金額の10%以上としなければならない。

ただし、次に示す場合に留意すること。

- a 市内の協力企業が市内の設計企業から業務の一部を受託する場合は、市内事業者契約額に含めない。
- b 共同施工方式において、市内の協力企業が建設共同企業体から業務の一部を 受託し又は請け負う場合は、市外の建設企業の建設共同企業体への出資割合 に応じた額に限る。

c 分担施工方式において市内の協力企業が、市内建設業者が分担する業務の一部を受託又は請け負う場合は、市内事業者契約額に含めない。

エ 参加表明書の受付日以降の取扱

入札参加資格を有すると認められた入札参加者の構成企業が、参加表明書の受付日以降に入札参加資格要件を欠くような事態が生じた場合の対応は、次のとおりとする。

- a 参加表明書の受付日から落札者決定日までの間に、入札参加者の構成企業に 入札参加資格要件を欠く事態が生じた場合には、当該入札参加者は原則とし て失格とする。
- b 落札者決定日の翌日から契約の締結にかかる議会の議決日までの間に、落札 者の構成企業が入札参加資格を欠くに至った場合、市は落札者と契約を締結 しない場合がある。この場合において、市は落札者に対して一切の費用負担 を負わないものとする。

ウ 提出書類の取扱い・著作権

提出書類に関する著作権、特許権の取り扱いは、次に示すとおりとする。

(ア) 著作権

本事業に関する提出書類の著作権は、入札参加者に帰属する。ただし、本事業の実施にあたって公表等が必要と認められるときは、市は提案書の一部を使用できるものとする。また、契約に至らなかった提案については、本事業の審査に関する公表以外には使用しないものとし、提出書類は返却しないものとする。

(イ) 特許権

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、システム、アプリケーションソフトウェア等を使用した結果生じた責任は、原則として入札参加者が負う。ただし、市が、工事材料、施工方法等で指定した場合で、設計図書等に特許権等の対象である旨が明示されておらず、入札参加者が特許権等の対象であることを過失なくして知らなかった場合には、市が費用を負担する。

エ 市からの提示資料の取扱い

市が提供する資料は、入札参加に際しての検討以外の目的で使用することはで

きない。

オ 入札参加者の複数提案の禁止

入札参加者は、1つの提案しか行うことができない。

カ 提出書類の変更禁止

提出書類の変更はできない。

キ 使用言語及び単位、時刻

入札参加に関して使用する言語は日本語、単位は計量法(平成4年5月20日 法律第51号)に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

5 落札者等の選定

(1) 落札者等の選定方法

落札者及び次点落札候補者**(以下、「落札者等」という。)の選定方法は、各入札参加者からの本事業の実施に係る対価(以下、「入札価格」という。)のほか、設計及び建設に関する技術やノウハウが求められることから、提案書の提案内容等について総合的に評価する総合評価一般競争入札方式(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10の2)を採用する。

※次点落札候補者:総合評価一般競争入札方式において、落札者となった入札参加者の次に総合評価結果が高かった者。

(2) 選定委員会の設置

市は、提案内容の審査に関して、公正性及び透明性を確保するとともに、幅広い専門的見地からの意見を参考とすることを目的に、学識経験者等で構成される「西宮市第二庁舎整備事業者選定委員会(以下、「選定委員会」という。)」を設置している。なお、選定委員は以下のとおりである(敬称略)。

選定委員(五十音順)

委員名	所属・役職等
澤木 昌典	大阪大学大学院工学研究科環境・エネルギー工学専攻・教授
紅谷 昇平	兵庫県立大学大学院減災復興政策研究科・准教授
宮﨑 ひろ志	関西大学環境都市工学部・専任講師
向井 洋一	神戸大学大学院工学研究科・准教授
山口 健太郎	近畿大学建築学部・教授

実施方針等の公表後落札者等決定までに委員と本事業に関し接触を持ち、又は持とうとした入札参加者は失格とする。

(3) 審査の内容

ア 審査の内容

選定委員会において、落札者決定基準に基づき、入札価格及び提案内容を総合 的に評価し、落札者等候補として選定する。

イ 審査事項

審査項目は、入札公告時に公表する落札者決定基準を参照すること。

ウ 落札者等の決定

市は、選定委員会による落札者等候補の選定の答申を踏まえ、落札者等を決定する。

エ 審査結果及び評価公表

(ア) 落札者等の公表

市が落札者等を決定した場合は、全ての入札参加者に対して当該入札参加者の 合否について通知するとともに、「審査講評」「入札参加者」「落札者等」等をホ ームページにおいて公表する。

(イ) 落札の無効

西宮市契約規則第9条に定めるもののほか、一般競争入札参加資格確認申請書、 その他の提出書類に虚偽の記載をした者が落札した場合には、その落札は、無効 とする。

(ウ) 審査講評の公表

市は、落札者等の決定にあわせて、審査の経緯及び審査結果を記載した審査講評を公表する。

才 事務局

選定委員会の事務局は、次のとおりとする。

・西宮市総務局管財部庁舎管理課 第二庁舎整備チーム

また、事務局に対する助言を行うため、次の協力者を置くこととし、これらの協力者は本事業には応募できないものとする。

- 株式会社 山下設計
- ・三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社
- · 弁護士法人 御堂筋法律事務所

6 提示条件

(1) 予定価格

7,628,180,000円(消費税及び地方消費税抜き) 最低制限価格は設けない。また低入札価格調査も実施しない。

(2) 市の支払いに関する事項

受注者は、本事業の実施に係る一切の費用を、市から支払いのあるまでの間、負担 することとし、市は本事業の実施に係る対価を受注者に対し、別添資料4「請負契約 書(案)」に定めるところにより、支払うこととする。

(3) 入札保証金及び契約保証金等

ア 入札保証金

入札保証金は免除する。

イ 契約保証金等

落札者は、請負契約締結と同時に、別添資料4「請負契約書(案)」に示す契約 の保証を付さなければならない。

(4) 保険

落札者は、別添資料1「要求水準書」に示す工事保険等に加入するものとする。その他、リスク対応のために必要である場合は、提案により保険に加入することができる。

落札者は上記の保険契約を締結した時は、その保険証券を遅滞なく市に提示する。 また落札者は、市の承諾なく保険契約及び保険金額の変更又は解約をすることができない。

(5) 受注者の権利義務に関する事項

市の承諾がある場合を除き、受注者は契約上の地位及び権利義務を譲渡・担保提供その他処分してはならない。

受注者が、本事業に関して市に対して有する債権は、市の承諾がなければ、譲渡、 質権の設定及び担保提供を行うことができないものとする。

(6) 請負契約の締結等

ア 予想されるリスクと責任分担

市と落札者の基本的なリスク分担の考え方は、別添資料4「請負契約書(案)」を参照すること。

イ 契約手続きにおける交渉の有無

市は、契約手続きにおいては、入札条件の変更を伴う交渉は行わない。ただし、 契約締結までの間に、条文の意味を明確化するために文言の修正を行うことがあ る。

別添資料4「請負契約書(案)」の解釈について疑義が生じた場合には、市と落 札者は誠意をもって協議するものとする。

ウ 請負契約の締結

市は、落札者と入札公告時に公表する入札説明書等に基づき請負契約に関する協議を行い、平成30年2月に仮契約を締結することを予定している。なお、仮契約は市議会における議決を経て本契約となる。市議会における議決は、平成30年3月を予定している。

落札者の都合により請負契約を締結しない場合、又は入札参加資格要件を欠く 事態が生じたことにより落札者との間で請負契約が締結できない場合には、市は、 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号の規定を適用し、次点落札候補者と 仮契約を締結するものとする。

エ 違約金の支払い

落札者の都合により請負契約を締結しない場合、又は本事業に関連する不正行 為等の重大な事由により落札者が指名停止となり請負契約が締結できない場合、 落札者は、違約金として落札金額の 100 分の 5 に相当する金額を支払うこととす る。

オ 入札に伴う費用負担

入札参加者の入札に係る費用については、全て入札参加者の負担とする。

第4 その他本事業の実施に関し必要な事項

1 情報の公表

今後の公表資料等については、基本的に、以下のホームページ等において行うものとする。

西宮市ホームページ:

http://www.nishi.or.jp/print/0003883800050000600528.html

2 担当部局

本事業の事務局は下記の通りである。

〒662-8567 兵庫県西宮市六湛寺町 10番 3号 西宮市役所本庁舎 5階 西宮市総務局管財部 第二庁舎整備担当 0798(35)3338

電子メール: vo_shisetu@nishi.or.jp